

秋田地方最低賃金審議会
令和2年度第2回 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和2年10月6日(火) 13:00～15:20

2 場 所 秋田第2合同庁舎 会議室

3 出席者 公益委員 2名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定に関する参考人意見書について
- (2) 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定に当たっての基本的な考え方と金額提示
- (3) その他

5 議事要旨

- (1) 事務局より労働者側参考人から提出のあった意見書及び使用者側参考人から提出のあった意見書について説明があった。委員の質問に対して補足説明があった。
- (2) 労働者側委員、使用者側委員が基本的な考え方について述べた後、金額提示があった。その後個別協議(公労会議、公使会議)を行ったが、合意には至らず次回継続審議とした。

<労働者側委員主張>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で厳しい企業があることは承知しているが、生産年齢人口が減少していく中で非鉄産業の発展のためには優秀な人材確保が欠かせない。また、非鉄産業は専門性が高い業種であり、県最賃に対する優位性の保持や専門性に見合う水準として、他産業と比較しても必然的に高くなければならない。

<使用者側委員主張>

日本経済を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響が甚大であり、非鉄業界も厳しい状況に陥っている。ここ1～2年非鉄各社の業績は概ね減益傾向が続いており、今回のコロナ禍が直撃し、4月～6月は軒並み前期比大幅なマイナスの状況であり極めて先行き不透明な状況である。このような経済状況下で最低賃金引上げは困難であるが、中央最低賃金審議会の答申結果では現行水準を維持することが適当との判断は妥当と考える一方、地域間格差の縮小を求める観点から県最賃が上げられたことについては一定の理解をするものである。

- (3) 事務局から次回第3回専門部会を10月13日(火)13時から開催する旨説明があった。